

阿見町飼養する犬及び猫不妊去勢手術補助金交付要綱

平成 25 年 3 月 26 日

阿見町告示第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、阿見町動物の愛護及び管理に関する条例（平成 24 年条例第 33 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、町民の飼養する犬及び猫の無秩序な繁殖を抑制することにより、動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図り、もって人と動物とが共生することのできる地域環境づくりを実践するため、飼い主が行う不妊及び去勢の手術の費用に対して、予算の範囲内において不妊去勢手術補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の交付については、阿見町補助金等交付規則（昭和 51 年阿見町規則第 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 手術 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 卵巣又は子宮の摘除をして生殖を不能にする手術
 - イ 精巣の摘除をして生殖を不能にする手術
- (2) 獣医師 手術設備を有する動物病院の獣医師をいう。

(補助対象者等)

第 3 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、住民基本台帳に登録されており、かつ、町内に居住実態がある 20 歳以上の者であって、阿見町税条例（昭和 53 年条例第 1 号）に規定する町税を滞納していないものとする。

2 補助金の交付は、各年度において 1 世帯につき犬 1 頭又は猫 1 匹に限るものとする。

(補助事業)

第 4 条 この要綱による補助の対象となる事業は、次の各号に規定する要件のいずれにも該当する犬又は猫に手術を行う事業とする。

- (1) 販売その他営利を目的とせず所有している犬又は猫であること。
- (2) 犬の場合にあつては、阿見町において狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条の規定により登録をし、及び同法第 5 条の規定に基づく狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票の交付を受けているものであること。
- (3) 猫の場合にあつては、町内で飼養している猫であること。
- (4) 猫の場合にあつては、専ら屋内で飼養するもの又は条例第 9 条第 1 号の規定に基づき、名札を装着する等の措置を講じているものであること。

(補助金の額)

第 5 条 この要綱による補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、手術を行った日から 30 日以内に、阿見町飼養

する犬及び猫不妊去勢手術補助金交付申請書（様式第1号）に当該手術を行った獣医師が発行した領収書の写し（当該手術を行ったことが分かるものに限る。）を添付して、町長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定の通知）

第7条 町長は、前条の交付申請について審査し、補助金の交付の適否を決定して、阿見町飼養する犬及び猫不妊去勢手術補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 阿見町補助金等交付規則第13条第1項に規定する実績報告書の提出は、手術を行った獣医師が発行した領収書の写しの提出をもってこれに代えるものとみなす。

（補助金の交付）

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、阿見町飼養する犬及び猫不妊去勢手術補助金交付請求書（様式第3号）により、速やかに町長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に決定した補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付に係る町長の指示に従わなかったとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	補助金の額
不妊手術	4,000円
去勢手術	3,000円

備考

- 1 補助金の額は、犬1頭又は猫1匹当たりの額とする。
- 2 手術に要した費用の額が補助金の額に満たないときは、当該手術に要した費用の額を補助金の額とする。